

平成23年度 第1回豊山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

平成24年1月27日(金) 午後3時00分～午後4時00分

2 開催場所

豊山町役場3階 会議室3

3 対象者

(1) 委員

青山克己委員、筒井俊秋委員、栗田昌子委員（欠席）

吉田秀彦委員、土屋正子委員、河村茂則委員

中島貞利委員、久馬厚委員、伊藤政子委員

(2) 事務局

近藤生活福祉部長、二村住民課長、小川国保医療係長

4 議題

(1) 豊山町国民健康保険税条例の一部改正について

5 議事内容（要点筆記）

司会（部長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成23年度第1回豊山町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めます生活福祉部長の近藤です。よろしくお願いいたします。

会を始めます前に、皆さん方にご承認していただきたいことがありますので、少しお時間を頂きます。

町では、情報公開の一環としまして、審議会等における議事録をホームページに掲載することになっています。これによりまして、本日の議事録を「要点筆記」でホームページに掲載させていただきたいと考えています。委員の皆さんの個人名につきましては、個人情報に関係もごございますので、個人名を伏せて掲載したいと考えております。また「要点筆記」に際しまして、正確な議事録を作成するため会議内容をテープレコーダーにて録音させていただきたいと考えています。

このような内容で、本日の議事録をホームページに掲載することに対しまして、ご承認していただけますでしょうか。

委 員（了承します）

ありがとうございました。

議事録の内容につきましては、後ほど会長から議事録署名委員が指名されますので、指名されました委員2名の方と会長の3方でご確認していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員（了承します）

ありがとうございました。

それではただ今より、国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。
始めに副町長よりご挨拶申し上げます。

副町長

こんにちは。副町長の坪井です。

町長が急遽、公務のため上京されていますので、代わってごあいさつ申し上げます。

日頃皆様方におかれましては、行政各般にわたりましてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去年は東日本大震災あるいは台風による水害など大きな災害が発生しました。今年はいうるう年ということで、この年は昔から大きな災い、災害が少ないと言われていいます。今年はそのような年であってほしいと思っています。

また、経済についてもバブルがはじけて20年近くになっています。この間もリーマンショックや円高などにより、なかなか好転せず、先行不透明な状況が続いています。

このような中、大変心苦しいわけですが、地方税法の改正により、今回、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げをお願いするものでございます。

町の財政は義務的経費が大きく占め、なかなか投資的経費に財源を配分することが難しい状況にあります。国保特別会計に対しましても、町の一般会計からここ数年1億5千万円強の繰出しを行っており、町の一般会計へ大きな影響を及ぼしています。

このような状況も踏まえていただきましてご審議いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。以上で挨拶とさせていただきます。

司会（部長）

ありがとうございました。

続きまして、会長の選出に移ります。

その前に、次第の次にとじています「豊山町国民健康保険運営協議会委員名簿」をご覧ください。この名簿に掲げています皆さん方に平成23年度から2年間、運営協議会委員をお願いすることになっています。

ご紹介申し上げますと、被保険者代表委員は吉田秀彦さん、土屋正子さん、河村茂則さんです。保険医・薬剤師代表委員は中島貞利さん、久馬厚さん、伊藤政子さんです。公益代表委員は青山克己さん、筒井俊秋さん、栗田昌子さんです。栗田昌子さんは、今日は欠席となっています。公益代表委員につきましては、議会議長、議会副議長、福祉建設委員会委員長の充て職となっています。昨年5月に議会の改選があり、青山克己さんが議会議長に、筒井俊秋さんが議会副議長に、栗田昌子さんが福祉建設委員会委員長に選出されましたので委員をお願いしています。

それでは会長の選出に移ります。

豊山町国民健康保険運営協議会条例第3条では、協議会に会長及び会長代理各1人を置き、委員の互選により定めることになっています。

なお、国民健康保険法施行令第5条第1項により、会長は公益を代表する委員のうちから選出することになっていますので、よろしくお願いします。

いかがでしょうか、どなたか推薦をいただけたらと思いますが。

(青山さんを推薦する声あり)

ただ今、会長には青山克己さんという声がありました。他にございませんでしょうか。他にないようですので、青山克己さんを会長に選出することにご異議ございませんでしょうか。ご異議がなければ拍手で確認したいと思います。よろしくお願いします。

(拍 手)

ありがとうございました。

それでは、青山さん、会長席への移動をお願いします。

(会長席へ移動)

続きまして、会長代理の選出をお願いします。こちらもどなたか推薦いただけますでしょうか。

(筒井さんを推薦する声あり)

ただ今、会長代理に筒井俊秋さんという声がありました。他にございませんでしょうか。

他にないようですので、筒井俊秋さんを会長代理に選出することにご異議ございませんでしょうか。ご異議がなければ拍手で確認したいと思います。よろしくお願いします。

(拍 手)

ありがとうございました。

それでは、改めまして会長からご挨拶をお願いします。

会長

ただ今、会長にご推挙いただきました青山でございます。

さて、国では、社会保障と税の一体改革が国を中心に検討されています。少子高齢化時代を乗り切るためには、避けて通ることの出来ない問題だと考えます。

いずれにしても住民が安心できる福祉・保険・医療体制が望まれるところです。

この協議会は、国民健康保険に関する保険税、保険給付、保健事業等を町長の求めに応じて協議する町長の諮問機関であります。

委員各位におかれましては、忌憚のない意見をいただき、会議の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

司会（部長）

副町長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

これ以降の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いします

会長

それでは、これより会議を始めます。

まず会議録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、（河村茂則さん）と（伊藤政子さん）を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

続きまして次第5の協議事項に入ります。

本日は、諮問事項が1件ございます。事務局より説明を求めます。

（住民課長が挙手）

住民課長

それでは諮問事項について説明させていただきます。

お手元に配布しています諮問書をご覧ください。

今回の改正は「豊山町国民健康保険税条例の一部改正」です。

税条例第2条第2項中「50万円」を「51万円」に、同条第3項中「13万円」を「14万円」に、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改めます。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改めます。

実施時期は平成24年4月からです。

これは平成22年度に行われました地方税法施行令の改正に伴って改正するものです。

次第5の協議事項に表でお示ししていますが、国保税の課税は医療分、介護分、支援金分から成っており、それぞれの限度額は現在、50万円、13万円、10万円で合計73万円です。今回の改正により、それぞれ51万円、14万円、12万円、合計で77万円となり、4万円の増額となるものです。

以上で説明とさせていただきます。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

改正案に対する異議や反対意見などは聞かれませんでしたので、改正案を適正とすることよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございました。

適正と認める内容で、町長に答申することとします。

答申文につきましては、私に一任願いますでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございました。それでは、私が代表して、答申を町長へ提出することとします。

続きまして6の報告事項に移ります。(1)の豊山町国民健康保険の状況と平成24年度予算(案)について事務局の説明を求めます。

住民課長

資料により説明

会長

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問のある方は挙手をお願いします。

(質問なし)

質問もないようですので、以上で議事を終了します。続きましてその他に移ります。事務局何かございますか。

生活福祉部長

諮問事項についてお認め頂き、ありがとうございます。

この改正案につきましては平成24年3月議会に提案してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

以上です。

会長

せっかくの機会でございますので、委員の方々に、何かご意見がありましたらお聞きますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、本日より予定しておりました議題につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして平成23年度第1回豊山町国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

議事録の署名

平成24年1月30日

青 山 克 己
伊 藤 政 子
河 村 茂 則